

公益通報者保護専門調査会報告書に関する意見

氏名	神奈川県消費者団体連絡会
職業	消費者団体
住所	横浜市港北区新横浜 2-6-13 新横浜ステーションビル 9階
電話番号	045-473-1031
メールアドレス	Yoshihiro.Maruyama@ucoop.or.jp
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 「Ⅱ」全体にわたる意見 ・内容 速やかに法案を作成すべきです。 ・理由 この間、様々な企業不祥事が頻発しています。日本やその業界を代表するような企業で発覚が続いているということは、今の体制が機能していないことの証左であり残念です。また通報を行う従業員と事業者との間には、情報や権限に大きな格差があり、立証責任の転換が必要です。更に、通報した場合に、「企業防衛」のつもりで、報復として通報者に対する不利益措置をとる企業があり、是正をすべきです。 ・対象 「Ⅱ 3」全体にわたる意見 ・内容 外部通報の要件緩和に賛成します。 ・理由 現在の内部通報では報復のおそれがあり、実際に大企業で事例があります。また報復のおそれのために仕組みが機能していません。 ・対象 「Ⅱ 4」に対する意見 ・内容 通報を裏付ける資料の収集行為の免責について法定化すべきです。 ・理由 通報者の通報が不祥事の改善につながるには、通報を裏付ける資料の存在が不可欠です。 ・対象 「Ⅱ 6 全体」にわたる意見 ・内容

事業者の内部通報体制の整備義務は必要です。

- ・理由

内部通報制度の整備と報復の禁止は、事業者のコンプライアンス向上に資するものです。

- ・対象

「Ⅱ 1 0 (1)」に対する意見

- ・内容

命令を含む行政措置の導入を求めます。

- ・理由

事業者による通報者への報復がメディアで報道されても、なお知らぬ顔をして通報者への報復を続ける企業があります。公表するだけでは不十分です。

- ・対象

「Ⅱ 1 0 (2)」に対する意見

- ・内容

通報者に対する不利益措置を行った企業には、刑事罰を科すことが必要です。

- ・理由

民事ルールのみによる通報者保護は十分ではありません。

- ・対象

「Ⅱ 1 2」全体にわたる意見

- ・内容

通報者保護のため立証責任の転換規定を入れるべきです。

- ・理由

通報を行う従業員と事業者との間には、情報や権限に大きな格差があります。通報者保護が必要です。